

# 総務文教常任委員会報告

令和8年6月25日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和8年6月15日午前9時57分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、6月8日に本委員会に付託されました議案3件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る6月8日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので、ただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

### **議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について）**

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものです。  
質疑：個人町民税関係のうち優良住宅地の造成等のための課税等の特例はどのようなものか。

回答：国、地方公共団体、土地開発公社などが行う優良な宅地造成事業のために、個人が所有期間5年を超える土地等を譲渡する場合、譲渡所得の一部について税率が軽減されるものである。

質疑：スマートタウン構想における土地の譲渡は対象になるのか。また、こうした制度を積極的に伝えるべきと考えるがどうか。

回答：スマートタウンの造成事業に関しては、土地収用法あるいは本件課税等の特例など、最適な特例措置の適用が受けられるよう税務署と協議した上で地権者に伝えていく。

### **議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）**

本議案は、子ども・子育て支援金制度の創設及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものです。

質疑：この改正は全国一律で適用される内容との理解で良いか。

回答：子ども・子育て支援納付金に係る規定の追加や、国民健康保険税の課税限度額、軽減判定基準の見直しなど、いずれも国の法律や地方税法施行令等に基づくものである。

質疑：改正項目の出産被保険者に係る軽減措置の軽減期間はどれくらいか。

回答：産前産後期間に係る軽減措置として、出産予定月の前月から4ヶ月間の所得割額と均等割額を軽減するものである。

#### 議案第43号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、美浜町税条例の一部を改正する条例を制定するものです。

質疑はありませんでした。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について） は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第43号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について は、全員賛成をもって承認することに決しました。

以上のおり審査を終了し、午前10時51分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。